

薬剤師奨学金返還支援制度

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院では、令和3年11月より採用となった薬剤師を対象とした、奨学金返還支援制度を設けました。この制度は大学在学中に返還義務のある奨学金を利用している方が当院へ入職された場合、入職後、毎月最大5万円を10年間無利息で貸与し、奨学金の返済を支援するものです。

1 対象者

- ① 大学在籍期間中に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）等の貸与型奨学金の貸与を受け、奨学金の返還義務がある方
 - ② 当院に薬剤師として採用され、正職員として業務に従事できる方
- ※ 既卒の方で、すでに奨学金の返済が始まっている方も対象となります。

2 貸与額

月額5万円を上限（総額600万円を限度）

3 貸与期間

入職後より10年間を限度

4 返還免除

支援金の貸与を受けた期間に相当する期間の2分の3に相当する期間、那須南病院の薬剤師業務（常勤）に従事したときは、支援金の返還を全額免除します。

5 申請手続き

採用決定後、奨学金返還支援金貸与申請書に奨学金の借入総額と返還金額が確認できる書類を添えて提出してください。また、年に一度、奨学金が返済されていることを確認するための書類を提出していただきます。

【お問い合わせ】

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院（総務課）
〒321-0621 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
TEL 0287-83-3911 FAX 0287-84-3915
E-mail h_soumuka@minaminasukouiki.jp